

# 一般社団法人 燃料電池開発情報センター 顕彰規約

## (目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 燃料電池開発情報センター(以降、「本法人」という。)が行う顕彰制度の規程をとりまとめたものである。

## (受賞者の対象)

第2条 受賞者は、各賞の内容により個人及び機関、いずれも本法人の会員を対象とする。複数個人の場合は、賞の対象となる内容にもよるが、おおむね3名以内を受賞者とする。

## (表彰)

第3条 表彰は毎年度、次に掲げる賞を授与して行う。ただし、対象者がいない場合はその表彰はおこなわない。

- |  |          |      |
|--|----------|------|
| (1) 産業貢献賞  | 賞状および記念品 | 若干名  |
| 本法人の活動に協力し、燃料電池の開発及び関連産業の振興に功績をあげた団体又は個人。  |          |      |
| (2) 学術賞  | 賞状および記念品 | 1名程度 |
| 燃料電池に関連する科学及び技術の進歩・発展に顕著な貢献をした個人。  |          |      |
| (3) 奨励賞  | 賞状および記念品 | 若干名  |
| 燃料電池に関連する科学及び技術の進歩・発展に顕著な貢献をし、当該受賞年で40歳未満の個人。または、燃料電池関連の中小企業で顕著な進展をとげ、燃料電池産業の振興に貢献した団体又は個人。                                  |          |      |
| (4) 特別功績賞  | 賞状および記念品 | 若干名  |
| 本法人の発展に寄与した団体又は個人。本賞は、毎年顕彰をせず、30周年記念事業、及び次回は35周年もしくは40周年をめぐりに行う。なお、本賞の受賞対象者については、元会員または各種委員会等において本法人の運営に多大なる寄与を為した者も含むものとする。 |          |      |

## (推薦手続)

第4条 本法人の会員は、第3条(1)から(4)の各賞受賞候補者を第5条で規定する選考委員会に推薦することができる。

## (選考)

第5条 各賞の選考にあたり、選考委員会を構成する。選考委員は本法人の企画委員会委員が当たる。

## (推薦書の様式および推薦事務手続)

第6条 推薦書の様式および推薦事務手続については別に定める。

平成28年10月12日幹事会  
平成28年度11月24日理事会